



14 措置診察実践セミナー（平成30年ガイドライン・令和5年法改正準拠）

6月21日（土） 10:45～12:25 G会場

司 会	（千葉大学大学院医学研究院精神医学） （福岡県立精神医療センター太宰府病院）	新津 富央 瀬戸 秀文
講 演 者	（千葉県総合救急災害医療センター／医療法人学而会木村病院） （千葉大学社会精神保健教育研究センター） （千葉大学医学部附属病院精神神経科・総合医療教育研修センター）	平田 豊明 椎名 明大 須藤 佑輔
メインコーディネーター	（千葉大学大学院医学研究院精神医学）	新津 富央
サブコーディネーター	（札幌医科大学医学部神経精神医学講座）	田所 重紀

精神保健福祉法における措置入院制度は1950年に制定されて以来根本的な見直しが行われることなく現在に至っている。その結果、措置入院の運用実態には大きな地域間格差が生まれている。厚生労働省は2018年に「措置入院の運用に関するガイドライン」を通知した。しかし、措置入院の要件である「精神障害による自傷他害のおそれ」の判断基準については議論が十分でないうえに、その判定を担う精神保健指定医に対する教育訓練が体系的に行われているとはいえないのが現状である。

そこで、本ワークショップは主に若手精神保健指定医に対し、措置入院制度の要諦及び措置診察手順に関する知見等を効率よく伝え、参加者が適切な措置診察を実践できるように教育することを目的とする。

本ワークショップでは、これまでの精神保健医療福祉の歴史や精神保健福祉法の法的枠組等を踏まえつつ、最新の精神科診断学及びリスクアセスメント技法に基づき、措置診察において被診察者の精神障害による自傷他害のおそれをどのように判断するかを教授する。

具体的には、措置入院制度の現在の位置づけと課題、ガイドライン制定時の論点整理といった他では聞くことの難しい内容を、措置入院制度改革に中核的に関わった演者が解説する。さらに、標準化されたモデル事例を用いた措置診察のシミュレーション形式による演習及びグループディスカッションを行い、参加者が措置入院制度を多角的に理解できるようサポートする。措置入院後の治療や措置入院とならなかった患者のその後の処遇、医療観察法制度との棲み分けなどの話題にも触れる。また措置入院に関する診断書の書き方も伝授する。

なお、本ワークショップは2022年に千葉大学社会精神保健教育研究センターで開発された教育研修プログラムをベースに、2024年に本学会での開催用に内容を発展させたものである。参加者が適切な措置診察を実践できるように、当日はその学びを企画スタッフ一同でサポートする。